

○ 福山市都市マスタープラン検討委員会 規約

(目的及び設置)

第1条 福山市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市マスタープラン」という。）の見直しに当たり、総合的かつ体系的な計画づくりを行うため、福山市都市マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、都市マスタープランに関する事項について協議・検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会に委員が出席できないときは、当該委員の委任する者が出席できる。ただし、市民委員は除くものとする。
- 3 委員会の会議は、必要に応じて、関係のある委員だけで開くことができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、建設局都市部都市計画課に事務局を置く。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規約は、2007年（平成19年）2月6日から施行する。

附 則

この規約は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この規約は、2024年（令和6年）9月4日から施行する。

附 則

この規約は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則

この規約は、2025年（令和7年）11月4日から施行する。

(別表)

<福山市都市マスター プラン検討委員会 委員名簿>

| | 所 属 | 役 職 | 名 前 | 備 考 |
|----|---------------------------|--------|-------|------|
| 1 | 広島大学 | 教授 | 田中 貴宏 | 委員長 |
| 2 | 呉工業高等専門学校 | 教授 | 神田 佑亮 | 副委員長 |
| 3 | 福山市農業委員会 | 会長職務代理 | 岡本 卓也 | |
| 4 | 福山商工会議所 | 専務理事 | 後藤 学 | |
| 5 | 福山市商工会連絡協議会 | 会長 | 榎原 哲也 | |
| 6 | 福山市自治会連合会 | 常任理事 | 大畠 功之 | |
| 7 | 社会福祉法人 福山市社会福祉協議会 | 課長 | 竹廣 陽子 | |
| 8 | 社団法人 広島県宅地建物取引業協会福山支部 | 福山支部長 | 浅利 清 | |
| 9 | 市民委員 | | 田村 晃宏 | |
| 10 | 市民委員 | | 土居 稔弘 | |
| 11 | 市民委員 | | 森山 恵 | |
| 12 | 国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所 | 副所長 | 杉原 義和 | |
| 13 | 広島県東部建設事務所 | 次長 | 山口 純 | |
| 14 | 福山市建設局 | 局長 | 市川 清登 | |